

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第59号 発行日：令和3年8月13日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

熊本地裁口頭弁論期日（第37回）

令和3年7月16日、熊本地方裁判所でノーモア・ミナマタ第2次熊本訴訟第37回口頭弁論期日が行われました。4月に右陪席の裁判官が交代したこともあり、これまでの証人尋問の結果を踏まえたプレゼンテーションを実施しました。

■倉岳・長島の食生活をビジュアル化して説明！！

トップバッターは、倉岳担当の守田英昭弁護士。対象地域である龍ヶ岳に隣接する倉岳町には、棚底、宮田、浦の3地区があるが、いずれの地区も漁師や行商人から入手した魚を多食したこと、倉岳の漁師が地先にとどまらず水俣湾周辺でも漁をしていたこと、だからこそ特措法でも多数が水俣病被害者と認められたことなどを明らかにしました。

次鋒は、長島担当の村山雅則弁護士。東シナ海に面する旧長島町は、東シナ海の魚ばかり食べていたように誤解されがちで、国は旧東町と明確に線引きしています。しかし、旧長島町の漁師も波が穏やかな不知火海に漁に出ていたこと、同じ生活圏にあった旧東町から多くの行商人が来ていたこと、有病率調査で高い率の住民に感覚障害が認められたことなどを明らかにしました。

■疫学調査の有用性を詳細に説明！！

3番手は、疫学担当の菅一雄弁護士。津田敏秀教授（岡山大）、中村好一教授（自治医科大）の証人尋問の結果をふまえ、これまでの疫学調査から、不知火海産の魚を日常的に食べ、感覚障害が認められる原告は水俣病と判断できることなどを明らかにしました。

■国の病像の破たんを突く！！

アンカーは、病像担当の中島潤史弁護士。高岡滋医師（水俣協立クリニック）、濱田陸三医師（今村総合病院）の証人尋問の結果をふまえ、原告らを診断した高岡医師らの所見が医学的に信用できることを明らかにしました。

さらに、国の濱田証人が、「手足が鈍感であることは経験的にわかる」などと医学的根拠なく述べた珍説を批判しました。



【写真】報告集会（中島弁護士、寺内弁護士）



【写真】門前集会「団結ガンバロー！！」

大阪地裁口頭弁論期日 (第29回)

環境大臣交渉 (6月29日)
環境省特対室交渉 (7月9日)

令和3年7月7日、大阪地方裁判所で近畿訴訟第29回口頭弁論期日が開かれ、4名の本人尋問が行われました。水俣病の症状のために子の介護が十分にできなかった悔しさなど、具体的な被害やその思いを涙ながらに訴えました。裁判官の熱意も感じられ、いい尋問だったと思います。裁判を動かす一番の力は、やはり原告さんの生の声なのだと思いためて思い知らされた期日となりました。これからの各地での本人尋問においても、原告団・弁護団とも力を合わせて頑張りましょう！



左から谷智恵子弁護士・坂本優さん・福光真紀弁護士

■令和3年6月29日、公害被害者総行動の恒例のイベントとして環境大臣交渉が、昨年に引き続きリモートで行われました。岩崎明男さん(水俣病不知火患者会会長)がすべての水俣病被害者の救済を訴え、橋口優子さん(ノーモア・ミナマタ第2次訴訟原告)が水俣病のせいで受けた人生の苦しみを語りました。小泉進次郎環境大臣からは、橋口さんを指名して「お話しいただいたことに感謝する」との言葉がありました。

■令和3年7月9日、同じく環境省特殊疾病対策室(特対室)との交渉がリモートで行われました。新型コロナウイルスの影響で昨年は中止となっていました。私たちからは、認定基準の見直しや住民の健康調査の実施などの要求を申し入れましたが、特対室の回答はいずれも従来どおりの紋切り型のものにとどまるものでした。今回から赴任した新しい特対室長に対して、多くの水俣病被害者が被害を訴えることにより、近いうちに特対室長が現地に訪れ被害者と懇談することを約束させることができました。

【今後の予定】

- 8月24日 ミナマタ現地調査(リモート)
- 9月8日 近畿訴訟 原告尋問
- 9月24日 東京訴訟(民事10部) 弁論期日
- 12月15日 熊本訴訟 弁論期日

とある弁護団員のヒトリゴト

夏は暑い。亡くなった大石会長は、お風呂の熱さがわからないとおっしゃっていました。味が分からないので先生が好きなメニューを頼んで下さい、とも。
大石利生前会長、板井優先生、お空から見守ってくださいますか。(熊本弁護団・池田 泉)

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張り

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目16-1

マルダイビル1階 たんぽぽ法律事務所内(担当 広瀬)

電話 096-247-6185 F A X 096-247-6186

H P <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索